

## 経過措置の対象となる方

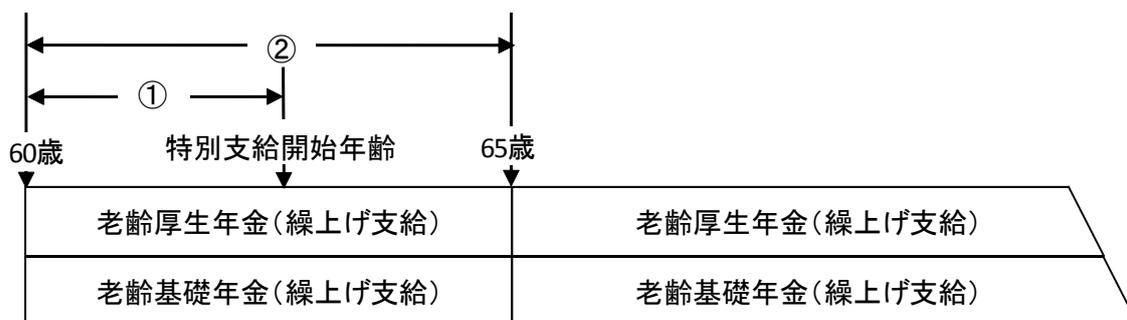
経過措置の対象となる方の繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、60歳から64歳までの請求時の年齢に応じて、本来の年金額から、政令で定める額が減じられた額となります。ただし、加給年金額は、受給権者が65歳に達するまでは加算されません。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方は、同時に老齢基礎年金の繰上げ請求をしなければなりません。

この老齢基礎年金の繰上げ請求は、「坑内員・船員の方」、「障害をお持ちの方・長期加入者の方で受給開始年齢の特例に該当する方」に該当する場合を除き、全部繰上げ請求となります。

◎経過措置の対象となる方が繰上げ請求された場合の

老齢厚生年金・老齢基礎年金の計算式



・(老齢厚生年金(繰上げ支給))

報酬比例部分の年金額＝(報酬比例部分の年金額)－{(報酬比例部分の年金額×0.005×①)＋(経過的加算額×0.005×②)}

・(老齢基礎年金(繰上げ支給))

繰上げ支給の老齢基礎年金額＝(老齢基礎年金額)－(老齢基礎年金額×②×0.005)

①＝繰上げ請求月から特別支給開始年齢到達の前月までの月数

②＝繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数

経過的加算の減額分は、報酬比例部分から減額され、経過的加算そのものは減額されずに加算されます。